

【商品概要説明書】

# 普通預金

(平成24年9月3日現在)

|   |  |
|---|--|
| 1. 商品名                                      | ・普通預金  |
| 2. ご利用いただける方                                | ・法人および個人のお客さま  |
| 3. 期間                                       | ・定めはございません。  |
| 4. 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位 | ・随時お預け入れいただけます。<br>・1円以上<br>・1円単位  |
| 5. 払戻方法                                     | ・随時払い戻します。   |
| 6. 利息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法   | ・毎日の店頭表示の利率を適用します。<br>・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。<br>・付利単位：100円<br>・付利最低残高：1,000円<br>・毎日の最終残高について1年を365日として日割計算します。  |
| 7. 税金                                       | ・個人のお客さま・・・20%の源泉分離課税<br>(国税：15%・地方税：5%)<br>※ただし、マル優ご利用の場合は除きます。<br>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。<br>・法人のお客さま・・・総合課税 |
| 8. 手数料                                      | —  |
| 9. 付加できる特約事項                                | ・個人のお客さまは総合口座の当座貸越がご利用できます。ただし、年齢が20歳未満の方は総合口座の取扱いはできません。<br>(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を、担保定期積金の約定利回りに1.10%を上乗せした利率です。)<br>・マル優のお取扱いができます。  |
| 10. 中途解約時の取扱い                               | —  |
| 11. 金利情報の入手方法                               | ・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。   |
| 12. 苦情処理措置・紛争解決措置                           | ・巻頭の「当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等」または当組合ホームページ《 <a href="http://www.tsurushinkumi.co.jp/">http://www.tsurushinkumi.co.jp/</a> 》をご覧ください。  |
| 13. その他参考となる事項                              | ・この預金は、預金保険制度の対象となり同保険の範囲内で保護されます。   |